

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナウル国周回道路整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ナウル国周回道路整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00209

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 22 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナウル国周回道路整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月 ～ 2027年9月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（７）部分払の設定²

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）２０２６年度末（２０２７年２月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

無償資金協力部 業務第一課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
１	資料ダウンロード期限	２０２６年７月２８日 まで
２	企画競争説明書に対する質問	２０２６年７月２９日 １２時まで
３	質問への回答	２０２６年８月３日まで
４	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	２０２６年８月７日 １２時まで
５	プレゼンテーション	行いません。
６	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の２営業日前まで
７	見積書の開封	２０２６年８月２７日 １２時
８	評価結果の通知日	見積書開封日時から１営業日まで
９	技術評価説明の申込日（順位が第１位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して７営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※２０２３年７月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：

<https://forms.office.com/pages/responsepage.aspx?id=Qvyp64hVMU2KTm4b950xwBPiyXs3LQhHoKASM6NMAkZUQkcZnjVQSkpaTDREQlo3UURYnzVKQkJDViQlQCN0PWcu&route=shorturl>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての

視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施

する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
 - ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	先行の事前調査（配布資料①参照）にて事前、主な道路冠水箇所は概ね特定され、その背景要因も（定性的には）把握されているものの、雨季を含めての、調査対象施設（道路、排水、護岸等）および影響範囲（道路に接続する病院等周辺施設や居住地域・商店街）の状況の把握方法（文献、渡航、ヒアリング等）および自然条件調査・サイト状況調査の範囲と実施方法（実施体制を含む）について、排水設計を含む設計への反映方法、適切な渡航回数及び渡航時期。	第3条（3） 第4条（4）（5）
2	資機材調達方法、現地産骨材及び再生材の活用可能性等、本案件の経済性及び実現可能性の向上に資する施工・調達計画の検討に係る着眼点及び調査の進め方	第4条（11）（13）
3	確認されている当国のジェンダー課題に対する本事業の裨益効果、社会インパクトの発現ポテンシャルについての考察・提案	第4条（7）

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライ

ン等」という。)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/design_integration_01.html

☒協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_manual.html

☒同「補完編（土木分野）」（2025 年 9 月）

[doboku_hokan.pdf](#)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline.html>

☒国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/index.html>

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

☒JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

(エ) その他

☒JICA 不正腐敗防止ガイダンス

[guidance.pdf](#)

☒無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html

☒コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

☒コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

☒ソフトコンポーネント・ガイドライン

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/soft_component_01.html

☒ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

☒資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

[ml](#)

図進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/PMR/index.html

図JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

https://www.jica.go.jp/information/publication/brochures/issues/global_agenda.html

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☑本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。³

（ア）第１回目現地調査（0D）⁴

- 調査対象とする本プロジェクトの内容（概要）及び検討性の方向性について、実施機関と確認、合意することを目的とする。
- 道路計画および護岸計画。設計条件の検討に必要な調査（自然条件調査（気象・水理・海象・風況調査、自然災害履歴調査、地形調査、地質調査等）、環境社会配慮関連調査、交通量調査、調達事情調査等）の実施及び調査報告書案の作成等に必要な協議、情報収集を行う。
- なお、できる限り雨季の状況についても確認が可能なスケジュールを検討する他、現地傭人による情報収集も活用し、効率的な渡航スケジュールを検討する。

（イ）概略設計ドラフト説明（D0D）⁵

- 概略設計、調査報告書案を先方関係者に説明の上、内容について協議を行い、基本的な了解を得ることを目的とする。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

³ 本事業は降雨による冠水の影響を受ける道路施設を対象としていることから、渡航回数及び渡航時期については、雨季の状況確認の要否も含めて、適切なものをプロポーザルにて提案すること。

⁴ 時期は2026年9～11月を想定する。

⁵ 時期は2027年6月を想定する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）ナウル国事前調査報告書」（2025 年）
 - ② 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）調査完了報告書」（2025 年）
 - ③ 対ナウル草の根無償資金協力「アニバレ漁港ウインチ整備計画」（2024 年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について確認し、調査の効率化に努めるとともに、自然条件調査、設計方針、施工計画で参考箇所があれば適宜検討時に加味すること。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮

等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- JICA 環境社会配慮カテゴリ分類：B
- カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため。
- 初期環境調査報告書(相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書)案の作成支援に係る検討を行う。

(8) 調達方式の検討方針(現地企業活用型による実施の場合)

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略)⁶の「運輸交通」に位置づけられる。
<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/transport/ku57pq00002cyb22-att/transport.pdf>
- 本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① 技術協力「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」(2025年～2030年)

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業(有

⁶保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① 技術協力「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」（2025 年～2030 年）

（１１）相手国関係機関の調整

☒ 本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

（１２）他ドナーとの調整

2024 年 12 月に、ナウル・オーストラリア間で経済・安全保障条約として「ナウル・オーストラリア条約（Nauru-Australia Treaty）」が締結された。本条約では、港湾、航空、エネルギー等の他の重要インフラに関する第三国又は他の主体との提携等について、豪州と協議することが明記されており、本事業の実施においても、豪州政府との協議、及び両国の承認を得る必要がある可能性がある。本協力準備調査では、上記の条約の詳細について、ナウル政府、および豪州政府（在ナウル豪州高等弁務官事務所）から聞き取りを行い、必要な手続きについて確認を行うとともに、本事業形成に係る手続きや工期等への影響を整理する。加えて、オーストラリア政府とナウル政府との間において、ナウルの輸入関税特例措置が結ばれており、税制優遇があるため資機材調達にあたって経済性を考慮する際の参考にすること。

また、ナウルでは空港整備等を中心に豪州政府によるインフラ支援が進められており、ナウル・オーストラリア間では特別な輸入関税免除の枠組みが存在する可能性もあり、本事業における建設機械や主要資材についても、豪州を含む近隣国からの調達が現実的かつ合理的である可能性が高い。地理的・物流的制約を踏まえると、日本から建設機械等を持ち込む必要性は限定的であり、調達・施工計画の検討にあたっては、豪州との制度的な優遇条件や既存の物流・施工体制を十分に考慮する必要がある。

あわせて、マーシャル諸島やミクロネシア連邦、キリバス、ツバル、ソロモン諸島等、周辺の島嶼国における無償資金協力案件での資材調達・建機調達・施工の実例を参考とし、ナウルの施工環境において実現可能性の高い施工計画および調達方針を検討する。

なお、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」とする。）や豪州政府、ならびに大洋州地域インフラファシリティ（Pacific Region Infrastructure Facility。以下、「PRIF」とする。）等のドナーは、ナウルのインフラ戦略計画（Nauru Integrated Infrastructure Strategic Plan。以下、「NIISP」とする。）に基づき、ア

セットマネジメント制度の構築や維持管理能力の強化、維持管理費の算定・予算化等を通じた制度面・能力面での支援を実施している。協力準備調査においては、これら他ドナーの取組を十分に踏まえた上で、重複を避けつつ、本事業において必要となる維持管理に係るマネジメント支援の内容および位置づけについて検討する。

（１３）リスク要因の精査と事業スコープの見直し

協力準備調査の実施に当たっては、案件の進捗を阻害し得る要因について、従来以上に慎重な調査・分析を行う必要がある。ナウル側の実施体制、環境社会配慮に係る手続き、用地確保の状況、関連する他ドナー事業との調整状況、資材・建設機材の調達、人材の手配（海外人材を雇用する場合は、居住場所）、および物流条件等、プロジェクト形成段階において想定される遅延要因について幅広く確認・検討を行い、これらを踏まえたリスク評価および対応策の検討を実施する。

加えて、本案件では冠水・排水問題の原因が必ずしも明確に整理されていない点が、事業効果やスコープ設定上の大きなリスクとなり得る。このため、単なる道路補修や舗装改修にとどまらず、降雨特性、地形条件、排水施設の機能状況、流末（海）までの流下条件、維持管理不足や目詰まりの影響等について、現地調査を通じて原因の把握・整理を行う必要がある。冠水の主因が道路排水に起因するのか、地区排水を含む複合的な内水問題であるのか、あるいは自然流下が困難で機械排水等が必要となるのかを見極めることにより、適切な対策内容と事業範囲を検討する。

また、為替変動等を含む事業費の変動リスクへの対応として、事業スコープの見直し（スコープカット）の可能性についても、事前に先方と協議を行う。

（１４）無償資金協力における相手国側手続き・資金供与方式・負担事項の整理

相手国側負担事項⁷（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

ナウルでは、過去主要な土木構造物の建設を伴う大規模インフラ開発の無償資金協力は実施されておらず、無償資金協力の多くは、経済社会開発計画を中心として実施されてきた。このため、ナウル政府においては、大規模インフラ案件を想定した無償資金協力の各種手続き（環境社会配慮手続きを含む）に関する実務的な知見が、必ずしも十分とは言え

⁷ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

ない可能性があることに配慮する。⁸

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - ・ 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - ・ 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等
 - ・ 道路改修、排水施設整備および護岸整備計画に関わる先方政府の意向や地域のニーズ把握
 - ・ 非常に小さい島しょ国との認識の中での現況の車両の交通状況、将来交通量の把握
 - ・ 病院・空港アクセス改善以外での本事業の裨益効果（定量的指標）の確認

(4) 自然条件調査

- ☒ 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。⁹

- ① 気象・水理・海象・風況調査（机上調査、現地目視調査、直営）

⁸ 大規模インフラ開発を伴う無償資金協力事業の形成経験が乏しい国に対する、適切な制度理解促進、相手国負担事項および資金供与方式等に関する留意点と対応方針について、プロポーザルにて提案すること。

⁹ 以下に記載されている内容は、現在 JICA が入手している情報を基に、仮に設定した調査項目であるため、競争参加者は、より具体的な自然条件調査の範囲・数量について、プロポーザルで提案すること。

・プロジェクトサイトにおける降雨量等の気象データ及び波浪・潮位・地形・水流集中・洗掘リスク等、海岸浸食や越波対策に必要な調査を実施する。

② 自然災害履歴調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）（机上調査、一式）

③ 地形測量

・平面地形測量（必要な精度が確保可能であればドローン測量も可とする、1/1000）：道路改修計画地点および排水施設整備計画地点を中心に路線位置・排水施設の位置把握を行うための測量。延長 5km×幅 50m 程度（海岸浸食を受ける、アナバル地区については、汀線まで対象とすること）

・縦断測量：道路改修計画地点を中心に延長 5 km 程度

・横断測量：道路改修計画地点を中心に 25m ピッチ×延長 5 km×幅 20m 程度

・排水路に関する縦断測量 500m

④ 地質調査

・表層地質調査：200m ピッチ×延長 5.5km 程度（路線延長+排水路延長）

・CBR 調査：200m ピッチ×延長 5km（路線延長のみ）

（５）サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

1) 支障物調査

道路改修、排水施設整備等を行う際に支障となる各種ユーティリティの確認

2) 排水系統調査

既存排水系統およびマンホール内部の確認。

（６）環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

（ア）「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイ

ドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

<https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/index.html>

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

[kankyoJP.pdf](#)

(c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。）

[kankyoJP.pdf](#)

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO₂換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又はIEE報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又はIEE報告書案）を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等は事前調査で概要は把握されている（配布資料①1-4 参照を）。本調査では右結果をレビューした上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。
事業内容に反映するためのステップ
（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。
（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
（ウ） ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
（エ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ③ 調査項目として下記を含めること。また、下記以外にも「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】」を参照し、ジェンダー主流化に関連した情報を収集すること。
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf
➤ 病院の女性利用者のニーズ
➤ 周辺地域の治安状況
➤ 建設工事業者における女性雇用ニーズ
➤ 道路の利用状況、目的と手段、利用しない理由（ジェンダー別）
➤ ルート選定（ジェンダー別）

（８）障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

- ☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。
- ☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

- 具体的には、JICA Climate-FIT（適応版）「8. 道路」「4. 防災」等を参考に、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定を行う。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。¹⁰
- 事前調査にて、他ドナー事業（空港やスタジアム建設など）では主な建機、プラント、骨材等は豪州、NZ、中国等から持ち込まれえおり、ナウル政府との間において、輸入関税特例措置による税制優遇が活用されていると推察される。我が国との間でもこうした税制優遇措置を有効活用した調達方針を検討する。
- また、ナウルで採取される石灰岩（Limestone）やドロマイトが過去の骨材試験で路盤材やアスファルト舗装の骨材として良質であることが確認されている、との証言が得られている。更には、実施中に出る（他案件含む）廃材を再生材として再利用することで、経済効率的な工事計画と出来る余地がある。実行性のある見込みのある具体的なコスト縮減案を提案すること。
- - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② 現地国内で収集可能な骨材について、質・量の観点での調達可能性の検討
 - ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査

¹⁰ 資材・機材・人材の第三国調達を検討する場合の調達対象については、プロポーザルにて提案すること。

- ④ 第三国調達の可能性の検討
- ⑤ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(1 2) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討の結果、事業実施に必要な施設・設備・機材が判明した場合は、施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 輸入が想定される機材については、調達またはレンタル先、整備状況、必要となる各種手続き等を整理した上で、適切な調達計画および施工計画を検討する。
- 一部の機材については現地調達が可能と考えられることから、それらについても整備状況を確認するとともに、施工計画に沿った形でレンタル対応が可能か否かを含め、実現性を検証する。

(1 3) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。
- 道路設計については、「JICA 無償資金協力事業道路舗装ハンドブック」（2020 年 2 月）を参照し、舗装設計をおこなう。
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12092334.pdf>
- 加えて、自然条件設定（雨季の影響等）、交通条件設定（交通量調査結果、軸重調査結果、交通量推計の不確実性を考慮した累積軸重の算出等）、路面設計（耐流動性を考慮等）、構造設計の確認（他の舗装設計法との比較による確認）、排水設計（路盤排水、路面排水の検討）、道路補強のための護岸工設計等に留意した設計を行う。また、上記作業を行う際は DX 技術（ドローンを活用した DEM 作成等）を活用し、効率化に努めること。なお、設計用の測量にドローンの使用を義務付けるものではなく、必要な測量精度を確保できる方法を選択すること。
- ナウルでは、過去主要な土木構造物の建設を伴う大規模インフラ開発に係る無償資金協力は実施されていないことを踏まえ、積算にあたっては他国・国際機関支援事業の資機材入手状況や単価設定基準等も確認の上、適切な事業規模となるよう留意

する。¹¹

(14) 施工計画の立案

☑以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
 - ナウルでは工事用のヤード借地などについて、政府使用の場合の単価の設定・措置があることから、協力準備調査にてこれらの条件につき事前に確認、先方政府と合意し、事業費の予見性を確保する。
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
 - 道路舗装の改修に関しては、う回路がないことから、交通へ影響が生じる可能性があり、交通を常時開放しながらの工事が必要となる点に留意し、交通安全に対しては万全の配慮を行うこと。
 - 病院前の道路下への排水施設の整備に関しては、土留、掘削、排水管やマンホールの設置が含まれることから、資機材置場や施工機械の作業スペースが必要となるが、病院の運営や一般交通への影響を考慮すると、道路上に設置スペースを確保することは難しく、資機材置場については、ナウル政府と協議の上、適切なサイトを検討する必要がある。
- ⑩ 施工監理計画
 - 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(15) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。
- なお、実施中の大洋州広域個別専門家「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメ

¹¹ 積算に当たっては、周辺国での情報収集の可否を含めた適切と考えられる調査方針について、プロポーザルにて提案すること。

ント体制構築」との連携を図るとともに、本事業で整備する施設の円滑な運用および維持管理を確保する観点から、運用・維持管理に関する技術指導を行うソフトコンポーネントの実施要否についても、協力準備調査の中で検討する。

- 人材不足を前提とした、維持管理負担が少ない設計・建設上の工夫（少人化技術、DX 技術の活用等）についても検討を行う。
- 本事業の実施機関であるインフラ開発局（Department of Infrastructure Development, DoID）は、日常の点検や簡易な補修を直営で行い、舗装等の工事や技術的に複雑な対応が必要な場合には、現地や近隣国のコントラクターに委託していることから、委託可能な業者の実施能力についても詳細を確認する。

（１６）技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/soft_component_01.html
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

（１７）施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

（１８）内部照査の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項¹²（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(20) 免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目¹³を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が指定する「免税情報シート」フォーマット

¹² これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

¹³ 無償資金協力事業では免税が原則である。

に沿って調査、作成する。

- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（２１）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（２２）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹⁴。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（２３）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（２４）事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約３年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

（２５）事業概要の本邦企業への説明

☒本業務では以下の対応を行う。

¹⁴ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業¹⁵に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会¹⁶を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。
- なお、事業計画、設計、相手国負担事項等は基本的に DOD 調査派遣前までに遠隔会議等を通じて相手国側と十分に協議の上で合意形成する。事業費が不足する場合の対策についても可能な範囲で協議する。相手国側との協議の状況は JICA に報告する。

（２６）協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

（２７）協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（２８）協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹⁷も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

¹⁵ OCAJI 等の関連業界団体を含む

¹⁶ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

¹⁷ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	－
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語/英語	電子データ	－
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	－
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	－
		英語	電子データ	－
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	－
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	－
進捗報告書 ¹⁸ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	－
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	－
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	－
業務進捗報告書	2027 年 2 月	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	－
		英語	電子データ	－

¹⁸ Project Monitoring Report (PMR)

(先行公開版)				
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3部
		日本語	製本	3部
		英語	CD-R	3部
		英語	製本	3部
概略事業費積算内訳書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	-
環境チェックリスト(調査方針)	契約締結後2カ月以内	日本語	電子データ	-
環境チェックリスト(設計方針会議用)	契約締結後5カ月以内	日本語	電子データ	-
初期環境調査報告書/環境アセスメント案	契約締結後8カ月以内	英語	電子データ	-
ドラフト・ファイナル・レポート(環境社会配慮部分)	契約締結後8カ月以内	日本語/英語	電子データ	-

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等を示された内容

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/design_integration_01.html

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」を示された内容

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/PMR/index.html

(5) 内部照査チェックリスト

- 配付資料「内部照査について」を示された内容

(6) 調査データ

- 位置情報¹⁹の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

ア) 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

イ) 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（6）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

ウ) 初期環境調査報告書／環境アセスメント案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

エ) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条 再委託

☒ 本業務では、現地再委託の実施を想定していない²⁰。

第7条 機材の調達

☒ 本業務では、機材調達の実施を想定していない。

¹⁹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

²⁰ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：ナウル共和国（以下、「ナウル」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：デニゴムドウ地区、ヤレン地区、アナバル地区
- (3) 案件名：周回道路整備計画（The Project for the Improvement of Ring Road）
- (4) 事業の要約：ナウル島の周回道路と排水施設の整備、海岸浸食対策を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
大洋州地域の南西部に位置するナウルには、1975 年に日本企業が整備した島を周回する唯一の幹線道路があり、道路沿いには同国唯一の医療機関であるナウル国立病院が所在する等、社会経済活動の基盤として利用され、他の交通網は未整備で迂回路がないため、国民生活にとって必要不可欠となっている。しかしながら、面積 21km² の小島嶼国であるナウルは、気候変動による異常気象や豪雨の頻発、海面上昇や高潮の影響を受けやすく、周回道路やその他周辺インフラへの被害が深刻である。同国立病院の正門前道路では排水施設が十分に機能せず、豪雨時に道路全面が冠水し、通行止めが発生するため、患者や病院職員のアクセスに困難が生じている。さらに、病院内の救急外来室や救急病棟が冠水することもあり、入院患者の移動に支障を来すだけでなく、医療機器の故障や衛生管理面のリスクが発生している。この冠水や通行止めは、病院周辺に所在する発電所や給水所、港湾等の公共機関へのアクセスにも影響を及ぼしている。また、ナウル空港前の道路の冠水や、空港からアイウォ港間の一部轍やひび割れ等の損傷は、空港利用客等の安全な通行に支障を来している。さらに、島の北東部アナバル地区の道路沿いでは、高潮や越波の影響により海岸浸食が進行しており、車両荷重や降雨を契機として道路の支持基盤崩落による急激な沈下や崩落が生じるリスクがあり、早急な対応が必要となっている。

周回道路整備計画（以下、「本事業」という。）は、周回道路の排水施設の整備と道路の改修及び海岸浸食対策を行うことにより、基幹インフラの強靱化を図るものであり、ナウル政府の長期国家開発計画「持続可能な国家開発計画：NSDS（2019-2030）」において、気候変動耐性強化及び保健・生活改善に資する優先事業として位置づけられている。

(2) 道路セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

日本政府は、2023 年 3 月発表の自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の新たなプランの具体的な取組例として、「多層的な連結性」において質の高いインフラ整備への協力を掲げている。また、2024 年 7 月開催の第 10 回大洋州・島サミット（PALM10）の共同行動計画「7 技術と連結性」において、道路を含む質の高いインフラ整備に協力する旨が記載されている。

対ナウル共和国国別開発協力量針（2024 年 9 月）における重点分野「社会基盤整備及び社会サービスの向上」において、運輸交通等の基礎的インフラ整備の支援を重点的に実施

すること、JICA グローバル・アジェンダ「運輸交通」では、運輸交通の主要インフラである道路資産の維持管理・価値向上に取り組むことが基本方針に位置づけられており、本事業はこれら方針・戦略に合致する。

（３）他の援助機関の対応

豪州政府は空港改修に係る無償資金協力事業を実施しており、2026 年 2 月から空港滑走路の舗装等を着工予定。豪州政府とは緊密に情報を共有し、双方の事業計画について協議を重ねている。また、アジア開発銀行は豪州政府、緑の気候基金（GCF）、ナウル政府との協調融資で、国際港アイウォ港改修に係る事業を実施している。この他アジア開発銀行は、市街地を中心とした上水供給の強化に資する支援事業を実施しており、2026 年 4 月に着工予定。

（４）本事業を実施する意義

同国の所得水準は比較的高い（一人当たり GNI は 21,260 米ドル（2024 年、世界銀行））が、経済規模が小さく政府予算も他国支援により支えられ不安定な状況であり、また小島嶼国であることから自然環境の変化などに脆弱である（「環境的脆弱性」）。このような状況下、周回道路の排水状況の悪化により、国内唯一の医療機関の利用に支障を来しており、社会サービスの提供が適切に行われるよう対応が必要となっている（「人道上のニーズ」）。また、気候変動の負の影響を受けやすい同国において、防災の観点からも本課題に取り組む必要がある（「地球規模課題への対応」）。本事業は、これらの観点を満たすものであり、無償資金協力の供与が適当と判断できる。

また、上記（２）のとおり、F0IP の新たなプラン等我が国の協力方針に沿うものであることに加え、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA 協力方針に合致し、本事業により連結性の強化、気候変動・防災への課題解決が図られることは、SDGs ゴール 9（強靱なインフラの構築）及びゴール 13（気候変動に具体的な対策を）に貢献することから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

３．事業概要

（１）事業概要

①事業の目的：本事業は、ナウル唯一の周回道路の一部において、道路改修と排水施設の整備を行うとともに、海岸浸食対策実施することにより、基幹インフラの強靱化を図り、もって交通及び社会的サービスへのアクセスの維持・改善を通じて、持続的な経済社会の安定と気候変動への適応に寄与するもの。

②事業内容

ア）施設、機材等の内容：デニゴムドウ地区・ヤレン地区の道路改修（港湾道路出入口約 2km、空港ターミナル前約 3 km）及び道路排水施設の整備（0.5 km）、アナバル地区の海岸浸食対策の護岸整備

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、施工監理。ソフトコンポーネントとして施設の運用・維持管理等（協力準備調査にて詳細確認）。

ウ) 調達・施工方法：現地調達が困難な資材は日本/第三国調達とし、施工にあたり現地で手配が困難な建設機械は日本から輸送することを検討する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：道路利用者及び道路周辺施設（病院、空港、港湾、発電所、給水所等）の利用者及び関係者

最終受益者：ナウル共和国の住民（約1万2千人）

④他の JICA 事業との関係

技術協力「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」（2025 年～2030 年）を通じて、道路舗装面及び排水に係る維持管理能力向上への協力を実施中。

（2）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制

事業実施機関：インフラ開発局（Department of Infrastructure Development。以下、「DoID」という。）

所管省庁：インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development）

②他機関との連携・役割分担：空港や港湾を結ぶ主要幹線道路を改修することで、豪州政府による空港改修事業やアジア開発銀行による港湾整備の相乗効果が期待される。

③運営／維持管理体制：道路インフラはインフラ開発省の傘下である DoID が管理しており、同局は道路と護岸部門で個別に対応、人材や技術の補強のためごく基礎的な対応以外は民間事業者を外注している。詳細は協力準備調査で確認する。

（3）安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（4）環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

（5）横断的事項：気候変動・生物多様性：本事業は、気候変動に伴う豪雨による冠水や高潮・海岸浸食リスクへの対応として、周回道路の排水施設改修及び護岸整備によるインフラ強靱化を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合する。気候変動の適応策に資する可能性があり、協力準備調査で確認する。

（6）ジェンダー分類：【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、病院の女性利用者のニーズや、周辺地域の治安状況、建設工事業者における女性の雇用ニーズ等のジェンダー課題を確認し、その課題に対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

（7）その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

（1）定量的効果

指標名	基準値 (2025 年実績値)	目標値 (2033 年) 【事業完成 3 年後】
国立病院敷地周囲道路年間冠水日数 (日)	20	0
国立病院前の冠水時の排水所用時間 (時間) ※1	2	0
国立病院職員の冠水による通勤アクセス困難日 (日)	20	0
国立病院周囲の冠水発生による経済損失の回避額	協力準備調査で確認	協力準備調査で確認
空港前道路年間冠水日数 (日)	協力準備調査で確認	協力準備調査で確認

※1：10 分程度の降雨時。ポンプでの排水に要する時間。

(2) 定性的効果

医療アクセス強化及び人の移動や物流の促進と円滑化、移動に係る安全性確保による地域住民生活の安定、道路インフラ損傷防止による経済的損害リスクの軽減及び気候変動影響への耐性強化。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

キリバス向け無償資金協力「ニッポン・コースウェイ改修計画」（評価年度 2023 年）の事後評価等において、道路事業を小島嶼国で実施する場合は、大規模な維持管理が必要とされない施設を整備するとともに、適切な維持管理を実施機関が独自に行うことができるよう、維持管理能力向上などのコンポーネントも含めることが望ましいと指摘された。本事業ではこれらの教訓を生かし、施設が長期的に良好な状態で活用されるよう、実施中の技術協力を通じた道路舗装等の維持管理に資する能力強化に加え、本事業で整備する施設の運用・維持管理に関する技術指導を行うソフトコンポーネントの実施等を検討する。

以 上

〔別紙資料〕周回道路整備計画 環境社会配慮

〔別添資料〕周回道路整備計画 地図

周回道路整備計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：B

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため。

③環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。

④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

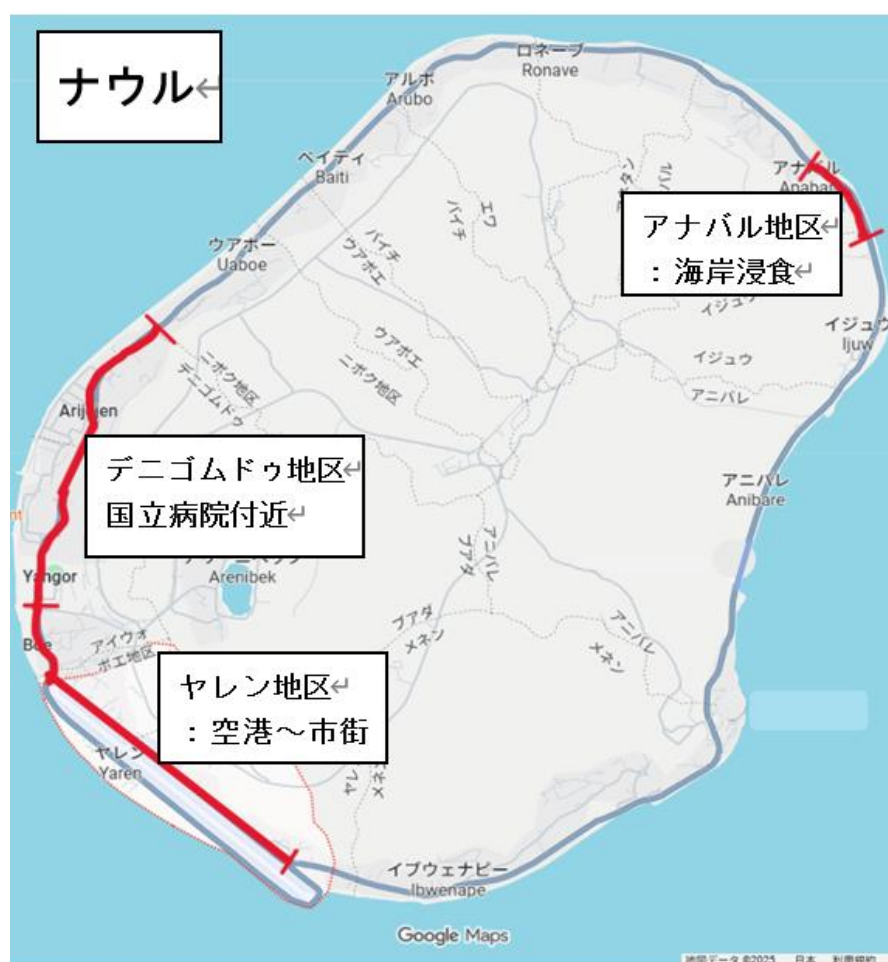
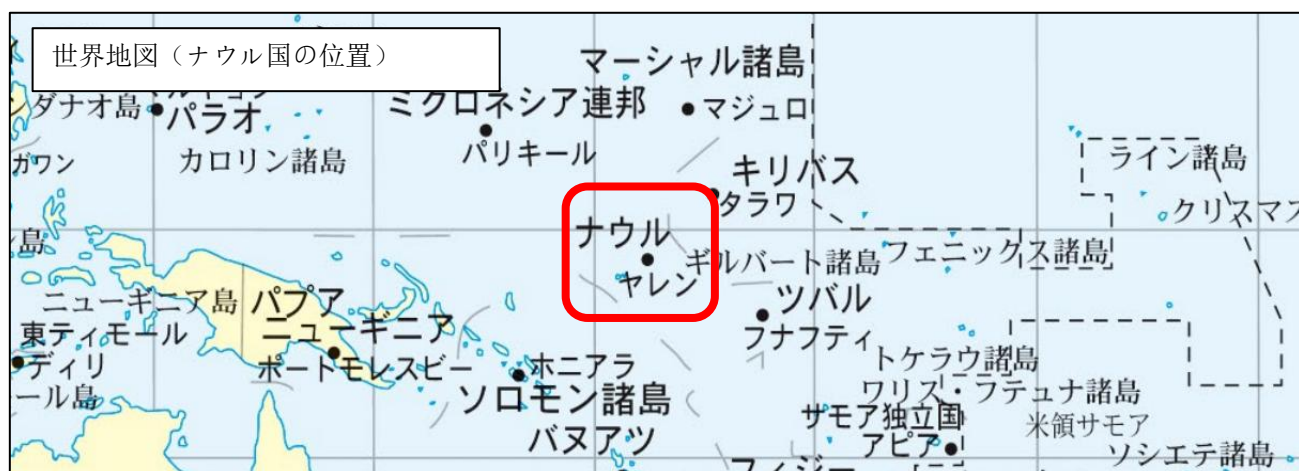
⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑥社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。

⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以 上

周回道路整備計画 地図



出典：Google Maps（地図データ©2025 Google）よりJICA作成。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路建設に関する無償資金協力準備調査に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：島しょ国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

- 1）事前準備：2026 年 9 月
- 2）現地調査：2026 年 10 月～2026 年 11 月
- 3）国内解析：2026 年 12 月～2027 年 5 月
- 4）概略設計ドラフト説明：2027 年 6 月
- 5）国内整理：2027 年 7 月
- 6）概要資料提出：2027 年 7 月
- 7）最終報告書提出 2027 年 9 月

（2）業務量目途

- 1）業務量の目途
約 20.59 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、道路・排水施設の整備、海岸浸食対策の専門性を持つ従事者を含めること。合わせて、無償資金協力準備調査の経験者を含めること。

2）渡航回数の目途 延べ 12 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定しておりません。

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）ナウル国事前調査報告書」（2025 年）
- 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）ナウル国事前調査報告書」技術調査（2025 年 10 月）
- 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）ナウル国事前調査報告書」事前調査（2025 年 8 月）
- 内部照査について 2021.06（評価 6 項目）

2) 公開資料

- 「大洋州地域（広域）SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築（第一期）調査完了報告書」（2025 年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000055451.pdf>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照く

ださい。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

111,987,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2）上限額を超える別提案に関する経費
- 3）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

☐ 本案件は定額計上はありません。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

現地通貨はオーストラリアドルのため、JICA ウェブサイトより公示月のオーストラリアドルのレートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

島内に公共交通機関やタクシーはなく、レンタカーも限られているため、車移動を予定している場合は、事前にホテル等で予約手配する必要があります。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	－	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(8)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)